

## 議 事 錄

<b>名 称</b>	令和7年度第1回目黒区国民保護協議会
<b>日 時</b>	令和7年10月21日（火）15時から15時30分まで
<b>場 所</b>	目黒区総合庁舎本館4階 政策会議室 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
<b>出 席 者</b>	別紙「令和7年度第1回目黒区国民保護協議会出席者一覧」参照
<b>配布資料</b>	1 令和7年度目黒区国民保護協議会名簿 2 令和7年度目黒区国民保護協議会座席表 3 令和7年度目黒区国民保護協議会議事次第 4 目黒区国民保護計画変更の概要 5 目黒区国民保護計画（変更素案）（案） 6 新旧対照表 7 目黒区国民保護計画（変更素案）（案）について（諮問） 8 目黒区国民保護計画（変更素案）（案）について（答申） 9 目黒区国民保護計画変更スケジュールについて
<b>議 題</b>	議案第1号 目黒区国民保護計画（令和8年変更素案）（案）について 情報提供 目黒区国民保護計画変更スケジュールについて
<b>内 容</b>	1 開会 （会長） <p>令和7年度目黒区国民保護協議会にご出席いただきありがとうございます。この目黒区国民保護協議会ですが、前回の計画改定に伴い平成22年3月に開催したのを最後に、実に15年ぶりの開催となってございます。本日ご参加いただきました委員の皆様の多くが初めてのことだと思いますので、本協議会についてご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>我が国に対する外部からの武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態</p>

等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として、『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』、いわゆる『国民保護法』を定めておりまして、区市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く区民の方々の意見を求め、本区の国民保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、法の規定に基づき目黒区国民保護協議会を設置しているところでございます。

国民保護法におきましては、区市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議することや国民の保護のための重要事項に関し、市町村長に意見を述べること、さらには、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならないことと定められております。

東京都におきましては、より実効性の高い計画へ変更するため、本年6月に、『東京都国民保護計画』の変更を行いました。

区といたしましても、こうした都の計画変更を踏まえまして、本区の計画を変更することといたしましたことから、この度、本協議会において、国民保護計画の変更に関するご審議いただくことといたしました。是非とも、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

## 2 定足数の確認

(事務局)

本協議会は、目黒区国民保護協議会条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないとされてございますが、現在、委員半数以上のご出席をいただいておりますことから、本日の会議が有効に成立したことをご報告させていただきます。

また、会議は公開により行いますので、傍聴者が会議を傍聴すること、写真撮影・録音させていただくこと、作成した議事録をホームページ等に公開することにつきまして、ご了承ください。なお、現在のところ傍聴希望者はございません。

## 3 配布資料の確認

#### 4 諒問

(会長)

議案の審議に先立ちまして、本協議会への諮問がございましたので、事務局が諮問文を朗読いたします。お手元の資料の諮問文をご覧ください。

(事務局)

—諮問文の朗読—

(会長)

諮問内容につきましてはよろしいでしょうか。それでは議事に入ります。

#### 4 議題

(1) 議案第1号

目黒区国民保護計画（令和8年変更素案）（案）について

(事務局)

『目黒区国民保護計画（令和8年変更素案）（案）』について、ご説明させていただきますが、その前に、国民保護制度についてご説明をさせていただきます。

国民保護制度は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するとともに、武力攻撃による国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるように、外部からの脅威に対して国民が適切に保護されることを目的としたとしておりまして、『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』、いわゆる『国民保護』におきましては、国、地方公共団体等の責務や国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置などが定められています。

地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有することとされている中で、国民保護計画の作成が義務付けられているとともに、国民保護計画を作成し、又は変更する場合には国民保護協議会に諮問しなければならないこととなっております。

本区におきましては、法の規定に基づき平成19年3月に『目黒区国民保護計画』を作成いたしまして、その後平成22年6月に変更を行ったところでございます。

その後、計画の見直しは行ってまいりませんでしたが、令和6年4月から本区の災害対策本部の体制を改めたこと、さらには本年6月には東京都の国民保護計画が変更されたことを受けまして、今回、区の国民保護計画を変更することといたしましたことから、この度本協議会に計画の変更素案の案について諮問をさせていただいたものでございます。

続けて変更素案の案についてご説明を申し上げます。

お手元の資料、『目黒区国民保護計画変更の概要』という、資料をご覧ください。項番1の『経緯』につきましては、ただいまご説明申しあげたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。次に、項番2の『令和7年度変更の方針』でございますが、区の国民保護計画につきましては、国の基本指針に基づく市町村国民保護モデル計画を基に作成しております、国民保護の措置としての警報の伝達や避難、救援、復旧など、その内容につきましては現在の計画と基本的なところにおきまして変わりはございませんが、(1)記載のとおり、本区の災害対策本部体制の見直しに伴いまして、国民保護対策本部の組織体制の見直しを行い、具体的な内容につきましては、お手元の資料の新旧対照表の18ページから20ページに記載のとおりでございまして平時の行政組織を基にした対策本部の体制から、現行の災害対策本部の組織体制であるICS型の体制へと変更するものでございます。

簡単にICS型の組織体制についてご説明を申し上げますと、『ICS』とは、インシデント・コマンド・システムの略でございまして、災害や事故などの緊急事態発生時における組織のマネジメント手法のことで、緊急時の混乱を避けるために、それぞれの役割を明確にし、情報や指示が錯綜するリスクを最小限に抑えることを目的とし、対応する組織を機能別に分けて構成するものでございます。

本区では、災害対応の方針の策定や情報収集などを担う統括部や避難所運営業務を担う避難所支援部、被災した方々の生活再建に関する業務を担う生活再建支援部など、7つの部で構成してお

り、国民保護対策本部におきましてもこの組織体制により対処していくこととするものでございます。

次に、(2)の『国民保護に関する基本指針の変更の反映』につきましては、この間、国の指針の変更内容を本計画に反映させるものでございます。

さらに、(3)の『東京都国民保護計画の変更内容の反映』でございますが、先ほども申し下げましたとおり、本年6月に都の国民保護計画が変更されましたことを受けまして、本計画の構成や記述の追加、修正等を反映させるものでございます。

続きまして、項番3の『主な修正点』につきましては、記載のとおりでございます。

『目黒区国民保護計画（令和8年変更素案）（案）』についての説明は以上でございますが、本日の協議会の開催に当たり、事前に変更素案の案をお送りいたしまして委員の皆様からのご意見を伺いましたところ、1件のご意見をいただきました、ご意見の概要とそれに対する検討結果につきましては、お手元の『目黒区国民保護計画（変更素案）（案）に対する意見募集の実施結果について』のとおりでございますのでご確認をいただければと存じます。

(会長)

それではただいまの説明につきまして、ご質疑意見要望一括お受けをしたいと思います。挙手をよろしくお願ひいたします。

(委員)

資料を読んだ際、テレビなどで連日報道される戦争や攻撃の映像と重なり、非常に不安で怖い気持ちになった。「戦争を前提とした計画」ではなく、「平和を守るための方向性」で考えるべきではないかという強い思いを持ちました。

(事務局)

国民保護計画は、万が一の事態に備えて、区民が適切に行動できるようにするためのものであり、被害を最小限に抑えることを目的としています。

区民の皆様、事業者の皆様にご協力をいただきながら、安心できるよう取り組みを進めていきたいと考えています。

(会長)

事務局から提示をさせていただいた案で異議なしでということでお諮りをするというふうに考えておりますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは議案について原案のとおり決定いたします。

## 5 答申

(会長)

この後、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきますが、計画改定素案を原案のとおりご決定いただきましたので、本会議の諮問に対する答申を本日この場でご確認いただき、決定いただきたいと思います。

答申の内容については、皆さんのお手元に机上配付させていただいております。答申内容にご異議ございませんか。

(委員)

異議なし

(会長)

なしということですので、この内容で答申をするということにさせていただきます。

## 6 情報提供

目黒区国民保護計画変更スケジュールについて

(事務局)

今後のスケジュールについて情報提供させていただきたいと思います。

資料、目黒区国民保護計画変更スケジュールについてをご覧いただければと思います。

本日、議案を先ほどご了承いただきましたので、私どもの区の目黒区危機管理会議で目黒区国民保護計画変更素案の決定をさせていただきます。

その後、こちらの変更素案についてパブリックコメントを実施させていただきます。

期間については11月13日木曜日から12月12日金曜日までの1か月間を予定しております。

また、この変更素案について東京都へ協議を行いまして、12月には目黒区の国民保護計画変更案の案を作成いたします。

その後1月には変更案の案について、本協議会の委員の皆様にご確認をいただきたいと考えております。第2回国民保護協議会の開催については、書面での開催でお願いをしたいと考えております。

第2回の国民保護協議会で変更案の案についてご了承いただけましたら、1月下旬には変更案として決定をいたしまして、目黒区の議会に、この変更案についてご報告をさせていただきます。最終的には3月に変更案の案をとって、変更計画の決定とさせていただきます。

また4月以降に変更計画をホームページ等で公表してまいります。

(会長)

今後のスケジュールについてご質疑、意見要望ございましたらよろしくお願ひいたします。

## 7 閉会

(会長)

以上をもちまして本日ご用意をさせていただいた内容についてすべて議論いただきました。

大変お忙しい中、ご出席いただいたことに重ねて、お礼を申し上げて会議を閉じます。

以 上